

議案第三十号

杉並区職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部を改正する条例
右の議案を提出する。

平成二十二年六月五日

提出者 杉並区長 山 田 宏

杉並区職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部を改正する条例
杉並区職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例（平成十年杉並区条例第三号）の
部を次のように改正する。

第九条の二の次に次の二条を加える。

（三歳に満たない子の育児を行う職員の超過勤務の制限）

第九条の三 任命権者は、三歳に満たない子のある職員が当該子を養育するために請求し
た場合には、職務に支障がある場合を除き、第九条に規定する勤務（以下「超過勤務」
という。）をさせてはならない。ただし、災害その他避けることのできない事由に基づ
く臨時の勤務の必要がある場合は、この限りでない。

2 前項に規定するもののほか、三歳に満たない子の育児を行う職員の超過勤務の制限に
関し必要な事項は、人事委員会の承認を得て、規則で定める。

（小学校就学の始期に達するまでの子の育児又は要介護者の介護を行う職員の超過勤務の
制限）

第九条の四 任命権者は、小学校就学の始期に達するまでの子のある職員が当該子を養育するために請求した場合には、職務に支障がある場合を除き、規則で定める時間を超えて、超過勤務をさせてはならない。ただし、災害その他避けることのできない事由に基づく臨時の勤務の必要がある場合は、この限りでない。

2 前項の規定は、要介護者を介護する職員について準用する。この場合において、同項中「小学校就学の始期に達するまでの子のある職員が当該子を養育」とあるのは、「要介護者のある職員が当該要介護者を介護」と読み替えるものとする。

3 前二項に規定するもののほか、小学校就学の始期に達するまでの子の育児又は要介護者の介護を行う職員の超過勤務の制限に関し必要な事項は、人事委員会の承認を得て、規則で定める。

第十五条第一項中「及び子の看護のための休暇」を「、子の看護のための休暇及び短期の介護休暇」に改める。

第十六条第一項中「介護休暇」の下に「（前条第一項に規定するものを除く。以下この条において同じ。）」を加える。

附 則

1 この条例は、平成二十二年六月三十日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

2 この条例による改正後の杉並区職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例第九条の三及び第九条の四に規定する超過勤務の制限に係る請求は、この条例の施行の日前にお

いても行うことができる。

（提案理由）

三歳に満たない子の育児を行う職員の超過勤務の制限に係る制度を導入する等の必要がある。

杉並区職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部を改正する条例
新旧対照表

新 条 例	旧 条 例
<p>(三歳に満たない子の育児を行う職員の超過勤務の制限)</p> <p>第九条の三 任命権者は、三歳に満たない子のある職員が当該子を養育するために請求した場合には、職務に支障がある場合を除き、第九条に規定する勤務(以下「超過勤務」という。)をさせてはならない。ただし、災害その他避けることのできない事由に基づき臨時の勤務の必要がある場合は、この限りでない。</p> <p>2 前項に規定するもののほか、三歳に満たない子の育児を行う職員の超過勤務の制限に関し必要な事項は、人事委員会の承認を得て、規則で定める。</p>	

（小学校就学の始期に達するまでの子の育児又は要介護者の介護を行う職員の超過勤務の制限）

第九条の四 任命権者は、小学校就学の始期に達するまでの子のある職員が当該子を養育するために請求した場合には、職務に支障がある場合を除き、規則で定める時間を超えて、超過勤務をさせてはならない。ただし、災害その他避けることのできない事由に基づく臨時の勤務の必要がある場合は、この限りでない。

2 前項の規定は、要介護者を介護する職員について準用する。この場合において、同項中「小学校就学の始期に達するまでの子のある職員が当該子を養育」とあるのは、「要介護者のある職員が当該要介護者を介護」と読み替えるものとする。

3 前二項に規定するもののほか、小学校就学の始期に達するまでの子の育児又は要介

護者の介護を行う職員の超過勤務の制限に
関し必要な事項は、人事委員会の承認を得
て、規則で定める。

(特別休暇)

第十五条 任命権者は、職員が選挙権の行
使、結婚、出産その他の特別の事由によ
り、勤務しないことが相当である場合にお
ける休暇(以下「特別休暇」という。)と
して、公民権行使等休暇、妊娠出産休暇、
母体保護休暇、母子保健健診休暇、妊婦通
勤時間、育児時間、出産支援休暇、生理休
暇、慶弔休暇、災害休暇、夏季休暇、ボラ
ンティア休暇、リフレッシュ休暇、子の看
護のための休暇及び短期の介護休暇を承認
するものとする。

2 略

(介護休暇)

第十六条 任命権者は、職員がその配偶者、
父母、子、配偶者の父母その他規則で定め

(特別休暇)

第十五条 任命権者は、職員が選挙権の行
使、結婚、出産その他の特別の事由によ
り、勤務しないことが相当である場合にお
ける休暇(以下「特別休暇」という。)と
して、公民権行使等休暇、妊娠出産休暇、
母体保護休暇、母子保健健診休暇、妊婦通
勤時間、育児時間、出産支援休暇、生理休
暇、慶弔休暇、災害休暇、夏季休暇、ボラ
ンティア休暇、リフレッシュ休暇及び子の
看護のための休暇
を承認
するものとする。

2 略

(介護休暇)

第十六条 任命権者は、職員がその配偶者、
父母、子、配偶者の父母その他規則で定め

る者で負傷、疾病又は老齡により日常生活を営むことに支障があるものの介護をするため、勤務しないことが相当であると認められる場合における休暇として、介護休暇（前条第一項に規定するものを除く。以下この条において同じ。）を承認するものとする。

2
略

る者で負傷、疾病又は老齡により日常生活を営むことに支障があるものの介護をするため、勤務しないことが相当であると認められる場合における休暇として、介護休暇を承認するものとする。

2
略